

令和8年1月
潮来市建設部都市建設課

潮来市建築物耐震改修促進計画の計画期間延長について

潮来市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）。」以下「耐震改修促進法」という。に基づく「潮来市建築物耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

市町村の耐震改修促進計画は、耐震改修促進法において、都道府県が定める都道府県耐震改修促進計画に基づき策定することとされています。

現在、茨城県において定められている「茨城県耐震改修促進計画（令和4年3月改定）」は計画期間を令和7年度までとしておりましたが、国において「基本方針」の見直しが検討されていることから、茨城県は現行の「茨城県耐震改修促進計画（令和4年3月改定）」の計画期間を1年延長し、令和8年度までとしました。それに伴い、潮来市においても「潮来市建築物耐震改修促進計画（令和5年3月改定）」の計画期間を1年延長し、令和8年度までとします。

次期「潮来市建築物耐震改修促進計画」の改定については、茨城県が改定予定の「茨城県耐震改修促進計画」の内容を踏まえ、令和8年度以降に改定予定です。

<計画期間の延長>

現 計 画 期 間：令和4年度～令和7年度

変更後計画期間：令和4年度～令和8年度